

(2) 学力検査に基づく入試（第一次募集・分割前期募集）

応募資格

次の「1 都立高校の全日制及び定時制共通の応募資格」に該当し、平成15年4月1日以前に出生した者のうち、高校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、かつ、志願する都立高校の全日制又は定時制の応募資格を有する者とします。

なお、既に高校を卒業している者が、卒業した学科と同一の学科に再入学することはできません。

※ 平成30年度入試において都立高校に合格した者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含みます。）及び都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定する者は、応募できません。

1 都立高校の全日制及び定時制共通の応募資格

平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中学校を既に卒業した者

2 全日制的応募資格

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいいます。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者

なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）又は平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）において、当該震災の発生日現在、当該震災による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「震災に伴う被災者」といいます。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者及び都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができます。

また、震災に伴う被災者で、既に都内に避難し都立中学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができます。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書の提出が必要です。

その他の場合については、中学校の先生か、本冊子裏表紙の問合せ先にお問い合わせください。

3 定時制の応募資格

都内に住所若しくは勤務先を有し、入学後も引き続き都内に住所若しくは勤務先を有することが確実な者又は入学日までに都内に住所若しくは勤務先を有することが確実で、入学後も引き続き都内に住所若しくは勤務先を有することが確実な者

4 都立高校の全日制で応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する者は、志願先の都立高校で応募資格の審査を受け、承認を得た後に出願することができます。

- (1) 都内在住者で、都外の中学校に在学している者又は都内在住者で中学校を既に卒業した者（都内在住者で外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」といいます。）を修了した者を含みます。）
- (2) 保護者とともに入学日までに都内の島しょ（以下「島しょ」といいます。）へ転居することが確実な者（下記(6)に該当する者を除きます。）
- (3) 都外在住者で、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (4) 平成30年3月31日までに、現地校又は日本人学校の課程を修了する見込みの者若しくは修了した者で、海外に在住している者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要です。
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により、日本の9年の義務教育相当の教育を受けた外国籍を有する者又は平成30年3月31日までに修了する見込みの外国籍を有する者

応募資格

- (6) 島しょ以外の都内に住所を有し、都内の中学校を卒業する見込みの者のうち、島しょの都立高校（大島海洋国際高校を除きます。）への受検を希望する者で、入学日までに当該島しょに保護者ととも転居すること又は当該島しょに在住する身元引受人になり得る親族と同居することが確実な者及び島しょの町村が別途独自に実施する島外生徒受入選考の合格者
- (7) 島しょの中学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに島しょ以外の都内又は他の島しょに保護者ととも転居すること又は都内在住の身元引受人と同居することが確実な者及び島しょの町村が別途独自に実施する島外生徒受入選考の合格者
- (8) 大島海洋国際高校へ出願する者のうち、保護者が大島を除く都内（大島を除く島しょも含みます。）に在住し、同校に入学後は志願者本人が大島に所在する寄宿舎に入舎する場合又は保護者が大島を除く都内（大島を除く島しょも含みます。）に在住し、入学日までに志願者本人が大島に在住する身元引受人になり得る親族と同居する場合
- (9) 都外在住者で、入学日までにJOCエリートアカデミー事業の対象者として当該事業に係る都内の寮に入居することが確実な者
- (10) 震災に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者

※ 応募資格の審査に要する書類については、12月上旬に配布を開始する入学願書等と併せて「平成30年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項」（以下「応募資格審査取扱要項」といいます。）を入手し、準備してください（入手方法については、本冊子裏表紙の問合せ先にお問い合わせください。）。

なお、上記の(6)から(10)までに該当する者は、応募資格審査取扱要項の書類の代わりに、別の書類を提出することにより応募資格の審査に代えます。

※ 「保護者」とは、本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいいます。

※ 保護者が父母である場合、原則として父母両方と都内に同居する者に応募資格を認めます。ただし、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよいものとします（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限りです。）。その際、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要で（都内の中学校に在学する者は、提出は不要です。）。

応募資格が認められる事例や手続の詳細等については、応募資格審査取扱要項で確認の上、各都立高校又は本冊子裏表紙の問合せ先にお問い合わせください。また、「12 都立高等学校入試Q&A」Q15（119ページ）も併せて参照してください。

出願方法

志願者は、1校1コース又は1科（1分野）に限り出願します。

志望する同一の都立高校内にある同一の学科内に2科（2分野）以上ある場合（芸術に関する学科を除きます。）は、他の全ての科（分野）に志望順位を付けて出願することができます。ただし、同一の都立高校内に普通科とコース、農業科と家庭科等、複数の学科がある場合は、それぞれ別の学科として扱うため、一方を第1志望とした場合、他方を第2志望に指定することはできません。

なお、六郷工科高校には、工業に関する学科（プロダクト工学科、オートモビル工学科、システム工学科、デザイン工学科）と工業に関する学科（デュアルシステム科）がありますが、それぞれ別の学科として扱うため、一方を第1志望とした場合、他方を第2志望に指定することはできません（デュアルシステム科設置校のうち六郷工科高校のみの取扱いです。）。

また、チャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校では、各部に志望順位を付けて出願することができます。新宿山吹高校（定時制）では、各科各部に志望順位を付けて出願することができます。

<志望順位指定の例>

(例①) (第3志望まで志望の順位を付けた場合)

	八王子桑志高校	
第1志望	デザイン分野	(産業科)
第2志望	クラブト分野	(産業科)
第3志望	システム情報分野	(産業科)

(例②) (全ての科に志望の順位を付けた場合)

	六郷工科高校	
第1志望	プロダクト工学科	(工業に関する学科)
第2志望	オートモビル工学科	(工業に関する学科)
第3志望	システム工学科	(工業に関する学科)
第4志望	デザイン工学科	(工業に関する学科)

<志望順位を指定することができない例>

(例①)

	田柄高校	
第1志望	外国文化コース	(コース)
第2志望	普通科	(普通科)
第3志望	—	

(例②)

	六郷工科高校	
第1志望	プロダクト工学科	(工業に関する学科)
第2志望	デュアルシステム科	(工業に関する学科)
第3志望	—	

※ (例②) については、どちらも工業に関する学科ですが、工業に関する学科（プロダクト工学科、オートモビル工学科、システム工学科及びデザイン工学科）と、工業に関する学科（デュアルシステム科）は、それぞれ別の学科として扱うため、志望の順位を指定することはできません（デュアルシステム科設置校のうち六郷工科高校のみの取扱いです。）。 ※

1 出願に要する書類等

26ページから29ページまでの表に掲載していますが、主な書類等は次のとおりです。

区 分		主 な 書 類 等
都内中学校卒業見込みの者		① 入学願書 ② 入学審査料（全日制2, 200円、定時制950円：所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所へ納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けます。） ③ 調査書 ④ 自己PRカード（注） ⑤ その他、都立高校長が必要とする書類
中学校卒業者	平成30年3月31日現在満20歳未満の者	① 入学願書 ② 入学審査料（全日制2, 200円、定時制950円：所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所へ納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けます。） ③ 調査書 ④ 自己PRカード（注） ⑤ 東京都立高等学校出願承認申請書（全日制） ⑥ 志願者と保護者の住民票記載事項証明書 ⑦ その他、都立高校長が必要とする書類
	平成30年3月31日現在満20歳以上の者	① 入学願書 ② 入学審査料（全日制2, 200円、定時制950円：所定の納付書により、納付書裏面に記載された納付場所へ納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けます。） ③ 卒業証明書 ④ 自己PRカード（注） ⑤ 東京都立高等学校出願承認申請書（全日制） ⑥ 志願者の住民票記載事項証明書 ⑦ その他、都立高校長が必要とする書類 ※ 定時制成人受検者特別措置を希望する者は、成人受検者特別措置申請書

（注）出願時に自己PRカードの提出が必要となるのは、面接を実施する都立高校の志願者、面談の対象となる者、一般の学力検査における引揚生徒の受検についての措置又は定時制成人受検者特別措置により受検する者です。

○ 定時制における成人受検者特別措置

中学校を既に卒業し、平成30年3月31日現在満20歳以上の者（平成10年4月1日以前に出生した者）で希望する者については、学力検査に代えて面接及び作文により選考します。選考に当たっては、中学校を卒業する見込みの者及び卒業した者（定時制成人受検者特別措置適用者を除きます。）からの合格者を決定することに努めた後、定時制成人受検者特別措置適用者からの合格者を決定します。ただし、定時制課程単位制高校及び通信制高校では、この措置は適用しません。
 なお、この措置を希望する場合は、出願時に自己PRカードを提出する必要があります。

2 提出方法

- (1) 都内の中学校に在学している志願者は、中学校長の確認を経て、出願期間中に志願する都立高校長に必要な書類を提出します。
- (2) 郵送による出願は受け付けません。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、入学願書提出期限までに簡易書留郵便で到着したものに限り受け付けます（受検票返送用として、志願者の住所・氏名等を明記し、392円分の切手を貼った定形の封筒を同封してください）。
 - ア 定時制へ出願する場合（一橋高校、新宿山吹高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校、砂川高校及びチャレンジスクールを除きます。）
 - イ 島しょの中学校を卒業する見込みの者が出願する場合
 - ウ 大島海洋国際高校を除く島しょの都立高校を志願する者のうち、当該都立高校の所在する島しょ以外に住所を有する者が出願する場合
- (3) 大島海洋国際高校への出願は、同校又は芝商業高校に直接持参して行います。ただし、大島以外の島しょの中学校を卒業する見込みの者が郵送により出願する場合は、大島海洋国際高校に送付するものとし、入学願書提出期限までに簡易書留郵便で到着したものに限り受け付けます（受検票返送用として、志願者の住所・氏名等を明記し、392円分の切手を貼った定形の封筒を同封してください）。
- (4) 入学願書提出後は、記載事項の変更はできません。

3 応募状況の発表

日ごとの応募人員は、翌日の午前9時に各都立高校の校内に掲示します。

1 志願変更の方法

入学願書提出後、別表（25ページ参照）の○を付した変更について、1回に限り行うことができます。

なお、同一の都立高校内に普通科とコース、農業科と家庭科等、複数の学科がある場合は、それぞれ別の学科として扱うため、一方に出願後、他方へ志願変更をすることができます。また、六郷工科高校には、工業に関する学科（プロダクト工学科、オートモビル工学科、システム工学科、デザイン工学科）と工業に関する学科（デュアルシステム科）がありますが、それぞれ別の学科として扱うため、一方に出願後、他方へ志願変更をすることができます（デュアルシステム科設置校のうち六郷工科高校のみの取扱いです。）。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校の同一のコース及び科（分野）に再提出することはできません。また、同一の都立高校内にある同一学科内の科（分野）相互間の志望順位の変更もできません。

<志願変更ができる例>

- (例1) 八潮高校の普通科に出願後、異なる学科である芝商業高校のビジネス科へ志願変更をすることができます（その逆もできます。）。
- (例2) 富士森高校の普通科に出願後、コースを置く片倉高校の造形美術コースへ志願変更をすることができます（その逆もできます。）。
- (例3) 国際高校の国際学科に出願後、コースを置く小平高校の外国語コースへ志願変更をすることができます（その逆もできます。）。
- (例4) コースを置く深川高校の外国語コースに出願後、同じ深川高校の普通科へ志願変更をすることができます（その逆もできます。）。
- (例5) 農業高校の農業に関する学科の食品科学科に出願後、同じ農業高校の家庭に関する学科の食物科へ志願変更をすることができます（その逆もできます。）。
- (例6) 六郷工科高校の工業に関する学科のプロダクト工学科に出願後、同じ六郷工科高校の工業に関する学科のデュアルシステム科へ志願変更をすることができます（その逆もできます。デュアルシステム科設置校のうち六郷工科高校のみの取扱いです。）。

<入学願書の記入例>

(例1)

変更前	八潮高校 普通科
変更後	芝商業高校 ビジネス科

(例6)

変更前	六郷工科高校 プロダクト工学科
変更後	六郷工科高校 デュアルシステム科

<志願変更ができない例>

- ① 全日制から定時制への志願変更
- ② 定時制から全日制への志願変更。ただし、チャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校に限り、これらの高校から全日制へ志願変更をすることができます。
- ③ 定時制から定時制への志願変更。ただし、チャレンジスクール、八王子拓真高校（チャレンジ枠）、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校（一般枠）及び砂川高校に限り、これらの各校間で相互に志願変更をすることができます。
- ④ 同一の都立高校にある同一学科内の科（分野）相互間の志望順位の変更はできません。

- (例1) 園芸高校の農業に関する学科の動物科を第1志望として出願後取り下げ、同じ園芸高校の農業に関する学科の食品科を第1志望として再提出することはできません（同一校同一学科への再提出はできません。志望順位の変更もできません。）。
- (例2) 多摩工業高校の工業に関する学科の電気科を第1志望として出願後取り下げ、同じ多摩工業高校の工業に関する学科のデュアルシステム科を第1志望として再提出することはできません（同一校同一学科への再提出はできません。志望順位の変更もできません。）。
- (例3) 六郷工科高校の工業に関する学科のプロダクト工学科に出願後取り下げ、同じ六郷工科高校の工業に関する学科のオートモビル工学科へ志願変更をすることはできません（同一校同一学科への再提出はできません。志望順位の変更もできません。）。
- (例4) エンカレッジスクールの蒲田高校に出願後取り下げ、チャレンジスクールの六本木高校に再提出することはできません（全日制課程からチャレンジスクールへ志願変更をすることはできません。ただし、その逆は可能です。）。

志
願
変
更

志願変更

2 志願変更の手続

- (1) 志願変更願及び受検票を、(都内の中学校に在学している志願者は、在学している中学校長の確認を経て) 出願した都立高校長に提出し、入学願書等の出願に要した書類及び調査書等の返却を受けます。
- (2) 返却された入学願書等の書類及び新たに作成した自己PRカード(面接実施校の志願者のみ)を指定された日時に志願変更先の都立高校長に提出し、受検票の交付を受けます。
- (3) 大島海洋国際高校に出願した者のうち、芝商業高校で出願手続を行った者の志願変更の手続は、芝商業高校で行います。また、大島海洋国際高校を志願変更先とする者の手続は、芝商業高校でも行います。
- (4) チャレンジスクール又は八王子拓真高校(チャレンジ枠)に出願後、全日制高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校(一般枠)及び砂川高校へ志願変更をする場合は、新たに調査書及び自己PRカード(面接実施校の志願者のみ)を提出します。
- (5) 一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校(一般枠)及び砂川高校に出願後、チャレンジスクール及び八王子拓真高校(チャレンジ枠)へ志願変更をする場合は、調査書の提出は必要ありません。ただし、学校所定の志願申告書を提出します。
- (6) チャレンジスクール、八王子拓真高校(チャレンジ枠)、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校(一般枠)及び砂川高校に出願後、全日制高校へ志願変更をする場合は、入学考査料の差額(1,250円)を再提出先の全日制高校の窓口において、現金で納付します。

3 志願変更状況の発表

入学願書取下げ人員については、平成30年2月14日(水)正午及び午後3時の時点で、また、入学願書再提出人員及び最終応募人員については、2月15日(木)正午の時点で、各都立高校の校内に掲示します。

学力検査等の実施

1 検査教科等

学力検査の教科について、全日制は、国語、数学、外国語(英語)、社会及び理科の5教科とします。ただし、芸術及び体育に関する学科については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とします。

なお、エンカレッジスクールとして指定された都立高校においては、学力検査を実施しません。

定時制は、国語、数学、外国語(英語)、社会及び理科の5教科の中から、3教科以上を各都立高校が定めます(「5 平成30年度入試実施方法一覧(別表1)」(33ページから62ページまで)を参照)。また、必ず面接を実施します。

その他の検査の実施内容は、各都立高校が定めます(「5 平成30年度入試実施方法一覧(別表1)」を参照)。

各教科の満点は100点です(特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行う都立高校もあります。)

面接及び実技検査等を行う科(分野)を第2志望以下の志望順位とした者については、当該の科(分野)において実施する面接及び実技検査等の検査を課すものとします。

2 集合時刻及び時間割

- (1) 全日制並びに次の(2)及び(3)を除く定時制(学力検査を5教科で実施する場合)

	開始時刻 ~ 終了時刻	時間	検査教科
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ~ 午前 9時50分	50分	国 語
第2時限	午前10時10分 ~ 午前11時00分	50分	数 学
第3時限	午前11時20分 ~ 午後 0時10分	50分	英 語
第4時限	午後 1時10分 ~ 午後 2時00分	50分	社 会
第5時限	午後 2時20分 ~ 午後 3時10分	50分	理 科

(注) 英語学力検査時間の最初の約10分間に、リスニングテストを実施します。

- (2) 定時制成人受検者特別措置(次の(3)の高校を除きます。)

	開始時刻 ~ 終了時刻	時間	検査内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ~ 午前 9時50分	50分	作 文
第2時限	出願時に指定する日時		面 接

- (3) 学力検査問題を自校で作成する定時制の検査開始・終了時刻及びそれらの都立高校の定時制成人受検者特別措置の検査開始・終了時刻は、(1)及び(2)にかかわらず当該都立高校で定めます。

学 力 検 査 等 の 実 施	<p>3 検査会場</p> <p>(1) 検査会場は、志願先の都立高校長が受検票により指定します。</p> <p>(2) 大島海洋国際高校を志願する者の検査会場は、入学願書を直接持参した都立高校とします。また、大島以外の島しょの中学校を卒業する見込みの者が郵送により大島海洋国際高校に出願した場合は、大島海洋国際高校又は芝商業高校のどちらかを検査会場として希望することができます。</p> <p>(3) 大島海洋国際高校以外の島しょの都立高校（定時制の都立高校を除きます。）を志願し、当該都立高校の所在する島しょ以外に住所を有する者が郵送により出願した場合、当該都立高校又は島しょ以外の都内に設置する会場のどちらかを検査会場として希望することができます。これを島外受検といいます（詳細については本冊子裏表紙の間合せ先か島しょの各都立高校にお問い合わせください。）。</p> <p>(4) 都立高校が設置されていない島しょの中学校及び小笠原村立小笠原中学校を卒業する見込みの者の検査会場については、別に定めます。これを現地受検といいます（詳細については中学校の先生にお問い合わせください。）。</p>
--------------------------------------	---

選 考	<p>1 選考</p> <p>(1) 選考は、「5 平成30年度入試実施方法一覧（別表1）」（33ページから62ページまで参照）に基づき、調査書、学力検査（面接、小論文又は作文、実技検査を実施する都立高校にあっては、それらを含みます。）を総合した成績（総合成績）、入学願書による志望及び都立高校長が必要とする資料により行います。</p> <p>なお、自己PRカードは点数化しませんが、面接を実施する学校では面接資料として活用します。また、中学校卒業生に対して面談を実施する都立高校では、面談は点数化しませんが、選考に当たっては、面談の結果にも十分配慮します。</p> <p>(2) 学力検査の得点（学力検査を実施した教科の得点の合計。ただし、傾斜配点を行う教科については、傾斜配点を行った得点とします。）と調査書の各教科の学習の記録を点数化したもの（以下「調査書点」といいます。）の比率については、次のとおりとします。</p> <p>ア 全日制は、7：3とします。ただし、芸術及び体育に関する学科は6：4とします。</p> <p>イ 定時制は、7：3又は6：4のどちらかとします。</p> <p>なお、学力検査の得点と調査書点の合計（以下「総合得点」といいます。）は、1000点を満点とします。</p> <p>(3) 各都立高校は、選考に当たり次の項目を適切に定めます。内容については、「5 平成30年度入試実施方法一覧（別表1）」のとおりとします。</p> <p>ア 面接の結果を点数化したもの（以下「面接点」といいます。）の満点</p> <p>イ 小論文又は作文の結果を点数化したもの（以下「小論文点」又は「作文点」といいます。）の満点</p> <p>ウ 実技検査の結果を点数化したもの（以下「実技検査点」といいます。）の満点</p> <p>(4) 調査書中の各教科の学習の記録（評定数値）の扱いについては、学力検査を実施する教科は評定数値を1倍、学力検査を実施しない教科は評定数値を2倍して調査書点を算出します。ただし、エンカレッジスクールとして指定された都立高校においては、各教科の観点別学習状況の評価を用いて調査書点を算出します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(例) 5教科、傾斜配点を行わず、学力検査の得点と調査書点の比率が7：3、面接点の満点が200点、作文点の満点が100点及び実技検査点の満点が200点の学校の場合</p> <table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">学力検査の得点</td> <td style="padding: 0 10px;">7：3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">調査書点</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">面接点</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">作文点</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実技検査点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td></td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">500点 (100点×5教科)</td> <td></td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td></td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">700点 (換算後)</td> <td style="padding: 0 10px;">+</td> <td style="padding: 5px;">300点 (換算後)</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">└──────────────────┘</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">1000点 (総合得点)</td> <td style="padding: 5px;">+</td> <td style="padding: 5px;">200点</td> <td style="padding: 5px;">+</td> <td style="padding: 5px;">100点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">+</td> <td style="padding: 5px;">200点</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">+</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">└──┘</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">1500点 (総合成績)</td> </tr> </table> </div> <p>2 エンカレッジスクールとして指定された都立高校の選考</p> <p>(1) 選考は、「5 平成30年度入試実施方法一覧（別表1）」に基づき、調査書、面接、小論文又は作文及び実技検査の結果を総合した成績（総合成績）、入学願書による志望及び都立高校長が必要とする資料（自己PRカードを含みます。）により行います。</p> <p>なお、面接に当たっては、自己PRカードを面接資料として活用します。</p> <p>(2) 調査書、面接、小論文又は作文及び実技検査の結果は点数化します。それぞれの満点については、各都立高校が適切に定めます。</p> <p>3 定時制成人受検者特別措置の選考</p> <p>(1) 選考は、面接及び作文の結果を総合した成績（総合成績）、入学願書による志望及び都立高校長が必要とする資料（自己PRカードを含みます。）により行います。面接に当たっては、自己PRカードを面接資料として活用します。</p> <p>(2) 面接及び作文の結果は点数化します。</p> <p>(3) 定時制成人受検者特別措置による面接及び作文の点数の合計の満点は、当該都立高校の総合成績の満点と同一となるようにします。</p>	学力検査の得点	7：3	調査書点	面接点	作文点	実技検査点	↓		↓	↓	↓	↓	500点 (100点×5教科)		↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	↓	700点 (換算後)	+	300点 (換算後)	↓	↓	↓	└──────────────────┘		↓	↓	↓	↓	1000点 (総合得点)		+	200点	+	100点			+	200点	+		└──┘						1500点 (総合成績)					
学力検査の得点	7：3	調査書点	面接点	作文点	実技検査点																																																								
↓		↓	↓	↓	↓																																																								
500点 (100点×5教科)		↓	↓	↓	↓																																																								
↓		↓	↓	↓	↓																																																								
700点 (換算後)	+	300点 (換算後)	↓	↓	↓																																																								
└──────────────────┘		↓	↓	↓	↓																																																								
1000点 (総合得点)		+	200点	+	100点																																																								
		+	200点	+																																																									
└──┘																																																													
1500点 (総合成績)																																																													

選 考	<p>4 合格候補者の決定 合格候補者数については、入学手続者数が募集人員に対して過不足のないように、適切に決定します。</p> <p>(1) 全日制</p> <p>ア 普通科（コースを置く都立高校のコース及び単位制を除きます。） 当該都立高校の男女別の募集人員（推薦に基づく入試の入学手続者数を除きます。以下同じです。）に相当する人員を、男女別の総合成績の順により決定し、これをその都立高校の合格候補者とします。 なお、男女別定員制の緩和を実施する都立高校については、男女別の募集人員の各9割に相当する人員までを男女別の総合成績の順により決定した後、募集人員の1割に相当する人員を、男女合同の総合成績の順により決定し、これをその都立高校の合格候補者とします。また、男子（女子）が充足しない場合、合格候補者となっていない女子（男子）の受検者の中から充足します。</p> <p>イ 普通科（コースを置く都立高校のコース及び単位制）及び総合学科 当該都立高校の募集人員に相当する人員を総合成績の順により決定し、これをそのコース又は都立高校の合格候補者とします。</p> <p>ウ 専門学科（芸術に関する学科を除きます。）</p> <p>(7) 当該都立高校の募集人員に相当する人員を総合成績の順に決定します。</p> <p>(4) 学科内に2科（2分野）以上ある場合には、次の方法により合格候補者を決定します。</p> <p>① 科（分野）ごとに、前項(7)の人員のうち、その科（分野）を第1志望とした者の中から、総合成績の順に合格候補者を決定します。</p> <p>② 第1志望で募集人員に達しない科（分野）は、その不足人員を前項(7)の人員のうちから志望の順位に基づき、総合成績の順に充足します。</p> <p>③ ②の方法により充足しない科（分野）がある場合、当該の科（分野）について、合格候補者となっていない受検者の中から、総合成績の順に、当該の科（分野）の志望の有無に基づき充足します。その際、充足しない科（分野）が複数ある場合は、総合成績の順に、当該の科（分野）の志望の有無に基づき、志望の順位により充足します。</p> <p>エ 専門学科（芸術に関する学科） 当該都立高校の各科の募集人員に相当する人員を総合成績の順により決定し、これをその科の合格候補者とします。</p> <p>(2) 定時制</p> <p>ア 普通科（一橋高校、新宿山吹高校、浅草高校、荻窪高校、八王子拓真高校及び砂川高校を除きます。）、専門学科及び総合学科（チャレンジスクールを除きます。） 前記(1)ウと同じです。</p> <p>イ 新宿山吹高校、砂川高校、チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠） (7) 各部（新宿山吹高校では科を含みます。）の募集人員を合計した人員を、総合成績（チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠）では、志願申告書、面接及び作文を総合した審査結果）の順により決定します。</p> <p>(4) 部ごとに、前項(7)の人員のうち、その部を第1志望とした者の中から合格候補者を決定します。 第1志望で募集人員に達しない部は、その不足人員を前項(7)の人員のうちから志望の順位に基づき、総合成績（審査結果）の順に充足します。</p> <p>(5) (4)の方法により充足しない部がある場合、当該の部について、合格候補者となっていない受検者の中から、総合成績（審査結果）の順に、当該の部の志望の有無に基づき充足します。その際、充足しない部が複数ある場合は、総合成績（審査結果）の順に、当該の部の志望の有無に基づき、志望の順位により充足します。</p> <p>ウ 一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び八王子拓真高校（一般枠） 各部の募集人員に相当する人員を、部ごとにその部を第1志望とした者の中から総合成績の順により決定します。 第1志望者で募集人員に達しない部は、その不足人員を他の部の合格候補者となっていない受検者の中から志望の順位に基づき、総合成績の順に充足します。</p> <p>エ 定時制成人受検者特別措置による選考 当該措置適用者からの合格候補者の決定については、学力検査に基づく入試の受検者の選考結果と総合して検討し、決定します。 その際、中学校を卒業する見込みの者及び卒業した者（ただし、定時制成人受検者特別措置適用者を除きます。）からの合格者を決定することに努めた後、定時制成人受検者特別措置適用者からの合格者を決定します。</p>
合格者の発表	<p>入学願書提出校で、受検番号順に受検番号により掲示します。また、合格者には、合格通知書を交付します。交付に当たっては受検票が必要です。</p> <p>なお、大島海洋国際高校の発表は、芝商業高校においても行います。</p>
入 学 手 続	<p>合格者は、合格した都立高校において入学手続期間内に入学確約書を提出し、所定の納付書により、納付期間内に入学料（全日制 5,650円、定時制 2,100円、通信制 500円）を納付します。</p> <p>入学手続期間内に入学確約書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなします。入学料の納付期限は、合格発表日の翌日から起算して5日以内です（ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合は金融機関等の翌営業日）。</p> <p>なお、入学料の納付がない場合、入学確約書は無効となります。</p> <p>また、合格した都立高校に入学手続をしない場合は、入学手続時間終了までに、入学を辞退する旨を、都立高校へ電話連絡するようにしてください。</p>